

# 産業創造資金 事業承継特別貸付

## この資金の特徴

融資対象者は法人企業のみです

- 事業承継前後の法人で、一定の要件を満たす場合には、経営者保証を付けずに低い利率・信用保証料で融資を受けることができます（経営者保証のある既存借入金の借換えも可能です。）。
- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「法」という。）による認定を受けた場合、別枠保証の利用が可能です。

## 次のような方におススメです

- 事業承継を行うにあたり、経営者保証を付けずに融資を受けたい。

## 融資条件

事業承継時の経営者保証解除に関する制度については、  
埼玉県信用保証協会及び中小企業庁の各HPをご参照ください。  
・埼玉県信用保証協会HP  
<https://www.cgc-saitama.or.jp/files/system/jigoushoukeitokubetu3.pdf>  
・中小企業庁HP  
<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/hosyoukaijo/index.html>

		設備資金	運転資金
限度額		1億円	1億円
設備・運転併用の場合は、合計1億円			
利率	5年超10年以内	年1.5%以内	令和6年10月1日現在の利率です。 (固定金利)
	3年超 5年以内	年1.4%以内	
	1年超 3年以内	年1.3%以内	
期間・償還方法		1年超10年以内	1年超7年以内
		据置1年以内 元金均等月賦償還	
担保		取扱金融機関及び信用保証協会との協議により定める	
保証人		不要	
信用保証		付する(保証料 年0.20%~1.15%以内)	

## 資金用途

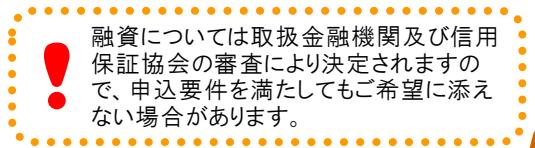
※事業承継時期と適用する保証によって資金用途の範囲が異なるため、  
詳細については取扱金融機関あて事前にご相談ください。

区分	設備資金	運転資金
事業承継前	承継する事業の実施に必要な設備資金 (事業に不可欠であって、建物が存する土地の取得資金を含む。)	承継する事業の実施に必要な運転資金 (保証人(個人に限る。)を提供している既往借入金(*1)(金融機関から借り入れたものに限る)の返済資金を含む。)
事業承継後	— (設備資金は対象外)	事業承継前における、保証人を提供している既往借入金(*1)(金融機関から借り入れたものに限る)の返済資金としてのみ利用可

ただし、次の資金用途は融資対象になりません。

- × 納税に充てる資金、プロジェクト資金、転貸資金
- × 住宅、株式、乗用車の取得資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 設置済み又は支払済みの設備のための資金

\* 1 既往借入金には、県制度融資以外の借入金を含む。



## 融資対象者

産業創造資金・事業承継特別貸付は次の全てに該当する中小企業者(会社、NPO法人等)を対象としています。**(注意:個人事業者の方はご利用できません。)**

1 次のア、イのいずれかに該当する中小企業者であって、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターがガバナンス体制の整備に関するチェックシートに掲げる項目のうち、確認が必要な項目の全てについて満たしていると判断したもの。(イについては会社法上の会社以外は対象外。)

ア 国の全国統一制度である事業承継特別保証制度要綱に規定する申込人資格要件に該当する者  
イ 法第12条第1項第1号二<sup>(\*2)</sup>の認定を受けた会社であって、保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされており、かつ、保証協会への申込日において返済緩和している借入金がないもの

\*2 法認定及び保証協会への保証申込時点において、一定の財務要件を満たす必要があります。

2 信用保証対象業種<sup>(\*3)</sup>を営んでいる。

\*3 一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。

ただし、原則として農林漁業、金融業(一部例外あり)、学校法人、宗教法人等は対象となりません。

3 申込みの日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一事業を営んでいる。

(県外から移転し、申込日において県内のみに事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。)

4 納期が到来している場合は、事業税等を滞納していない。

5 事業に必要な許認可等を取得している。 等

## 申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考
埼玉県中小企業制度融資申込書 (県所定様式1-2)	・受付機関となる <u>取扱金融機関にて配布</u>
法人事業税の納税証明書等	
最新2期分の確定申告書(決算書)の写し	・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分で可
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合
特約書(ひな形:県所定様式28)	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
見積書の写し等(設備資金の場合)	・見積書、カタログ等の資金使途が分かる資料
本資金の利用に係る必要書類	【共通】 ・保証協会所定の財務要件等確認書(受付金融機関が作成) ・保証協会所定の借換債務等確認書(既往借入金を借り換える場合(受付金融機関が作成)) ・保証協会所定の他行借換依頼書兼確認書(既往借入金を借り換える場合で受付金融機関以外からの借入金を含む場合に、該当する金融機関が作成) ・保証協会所定のガバナンス体制の整備に関するチェックシートの写し(中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターが作成するもの)
	【要件1アの場合】 ・保証協会所定の事業承継計画書
	【要件1イの場合】 ・法による認定書の写し、認定申請書の写し及び認定申請の提出書類の写し
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書 等

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

## お問い合わせはこちらまで

- 埼玉県産業労働部金融課企画・制度融資担当  
電話: 048-830-3801・3803  
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁本庁舎5階  
・取扱金融機関

詳細につきましては、県金融課ホームページをご覧ください。[埼玉県制度融資で検索](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/)  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>



## 取扱金融機関(受付機関を兼ねる)

(注意)商工会議所・商工会では受付できません。  
銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、原則県内に所在する本支店のうち**既に申込者と与信取引のある金融機関(に限る)**